

## 北上市告示甲第123号

令和7年度北上市省力化・省エネ設備投資応援補助金交付要綱を次のように定め、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月26日

北上市長 八重樫 浩 文

### 令和7年度北上市省力化・省エネ設備投資応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この告示は、人手不足並びに物価及びエネルギー価格高騰の影響を受ける市内事業者の経営環境整備を支援するため、省力化又は省エネルギー化を推進する設備投資等に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、北上市補助金交付規則（平成3年北上市規則第57号）及び北上市補助金交付要綱（平成3年北上市告示第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に事業所を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げるものをいう。）であること。
- (2) 納期の到来している市税を滞納していないこと。
- (3) 代表者及び役員が北上市暴力団排除条例（平成27年北上市条例第28号）第2条第2号に規定する暴力団員でない者であり、かつ、それらと密接な関係を有しない者であること。

(補助対象事業)

第3 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかの補助金（以下「国補助金」という。）について、令和7年4月1日以後に交付決定を受け、令和8年1月31日までに完了する事業とする。ただし、北上市生産性向上サポート補助金交付要綱（令和7年北上市告示甲第93号）に規定する補助金の交付を受けたものは除くものとする。

- (1) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施する中小企業省力化投資補助金
- (2) サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局が実施するサービス等生産性向上IT導入支援費補助金
- (3) 一般社団法人環境共創イニシアチブが実施する省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金

- (4) 一般社団法人環境共創イニシアチブ及び大日本印刷株式会社により構成される令和6年度補正省エネ補助金共同事業体が実施する省エネルギー投資促進支援事業費補助金
- (5) 観光地・観光産業における人材不足対策事業事務局が実施する地域における受入環境整備促進事業補助金
- (6) 厚生労働省が実施する中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（設備投資を行ったものに限る。）  
（補助対象経費）

第4 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、国補助金の補助の対象となった経費とする。ただし、市内に所在する事業所にかかるものとする。

（補助金の額）

第5 補助金の額は、補助対象経費の10分の8の額から、国補助金の交付決定額を控除した金額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）又は200万円のいずれか低い額とする。ただし、国補助金の交付決定額が補助対象経費の10分の8の額を超える場合は、補助金を交付しない。

2 補助金の交付は、同一の補助対象者につき1回とする。

（交付の申請）

第6 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、令和8年1月31日までに令和7年度北上市省力化・省エネ設備投資応援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 国補助金の申請に係る提出書類及び交付決定通知の写し
- (2) 納期の到来している市税を滞納していないことを証明する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第7 市長は、第6の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、令和7年度北上市省力化・省エネ設備投資応援補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（変更の申請）

第8 第7の規定による交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに令和7年度北上市省力化・省エネ設備投資応援補助金事業計画変更（中止、廃止）承認申請書（様式第3号）に必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 補助金交付決定額の増減を伴う事業計画の変更がある場合
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合

2 前項の規定による申請があった場合において、市長がこれを適当と認めるときは、

当該申請をしたものに対し、令和7年度北上市省力化・省エネ設備投資応援補助金事業計画変更（中止、廃止）承認通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第9 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業の完了後令和8年2月13日までに、令和7年度北上市省力化・省エネ設備投資応援補助金交付請求書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に請求しなければならない。

- (1) 国補助金の請求に係る提出書類の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付）

第10 市長は、第9の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

（補則）

第11 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

年 月 日

北上市長 様

住所又は所在地  
氏名又は名称及び  
代表者氏名

令和7年度北上市省力化・省エネ設備投資応援補助金  
交付申請書

令和7年度北上市省力化・省エネ設備投資応援補助金の交付を受けたいので、令和7年度北上市省力化・省エネ設備投資応援補助金交付要綱第6の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

1 申請者概要

資本金又は出資の総額 (法人の場合)	円
常時使用する従業員数	人
補助金の交付に係る 市内事業所の所在地	

2 補助金の交付申請額

3 誓約事項（□に✓を記入してください。）

- 代表者及び役員が北上市暴力団排除条例（平成27年北上市条例第28号）第2条第2号に規定する暴力団員ではないこと及びそれらと密接な関係を有しないことに、相違ありません。
- 北上市が、国補助金の交付決定元に対し、交付決定状況について確認することを同意します。

4 添付書類

様式第2号（第7関係）

北上市指令 第 号

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者氏名

令和7年度北上市省力化・省エネ設備投資応援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった令和7年度北上市省力化・省エネ設備投資応援補助金について、次のとおり交付決定することにしたので、令和7年度北上市省力化・省エネ設備投資応援補助金交付要綱第7の規定により通知します。

年 月 日

北上市長



交付決定額 金 円

様式第3号（第8関係）

年 月 日

北上市長 様

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者氏名

令和7年度北上市省力化・省エネ設備投資応援補助金  
事業計画変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付け 北上市指令 第 号で交付決定の通知があった令和7年度北上市省力化・省エネ設備投資応援補助金に係る補助事業の事業計画を次のとおり変更（中止、廃止）したいので、令和7年度北上市省力化・省エネ設備投資応援補助金交付要綱第8の規定により、関係書類を添えて、承認を申請します。

記

- 1 変更後の交付申請額
- 2 添付書類

様式第4号（第8関係）

年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者氏名 様

北上市長

令和7年度北上市省力化・省エネ設備投資応援補助金  
事業計画変更（中止、廃止）承認通知書

年 月 日付けで承認申請のあった令和7年度北上市省力化・省エネ設備投資応援補助金に係る事業計画の変更（中止、廃止）については、これを適当と認めたので、令和7年度北上市省力化・省エネ設備投資応援補助金交付要綱第8第2項の規定により通知します。

様式第5号（第9関係）

年 月 日

北上市長 様

住所又は所在地  
氏名又は名称  
及び代表者氏名

令和7年度北上市省力化・省エネ設備投資応援補助金交付請求書

年 月 日付け北上市指令 第 号で交付決定の通知があった令和7年度北上市省力化・省エネ設備投資応援補助金について、その事業が完了したので、令和7年度北上市省力化・省エネ設備投資応援補助金交付要綱第9の規定により、関係書類を添えて、次のとおり請求します。

記

補助金交付決定額	金	円
請求額	金	円

添付書類